

田辺市周辺衛生施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

制 定 昭和52年 1 月 18 日 条例第12号

改 正 平成29年 3 月 1 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(分限の手続等)

第 2 条 職員の分限に関する手続及び効果並びに失職の特例については、田辺市職員の分限に関する条例（平成17年田辺市条例第28号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。